

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年12月7日(月)午後3時30分～午後4時30分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 農業委員13名、推進委員4名

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鷺山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第4号 その他

1) 施行規則該当転用について

2) 畑作転換申請承認について

3) 使用貸借権の消滅について

4) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号規定による転用届出の件知の件

報告第2号 農地法第3条第1項について申請の件(公売物件)

報告第3号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から12月の定例委員会を開催致します。本日は、委員13名出席で、定数は満たされておりまして、総会が成立することを報告致します。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に10番、奥本委員さんと11番、本郷委員さんのお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の東浦局長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため売買、贈与及び遺贈による所有権の移転でございます。番号1番、申請地、大字東中□□番1 (田) □□□□㎡、

譲受人、東中1丁目、□□□□、譲渡人、東中1丁目、□□□持分1/2、□□□□持分1/2、売買による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大でございます。

譲受人の耕作地面積は、3,682㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第1番目、奈良文化高校より□に約□□□mのところでありす。

番号2番、申請地、大字奥田□□□番 (田) □□□□㎡、同じく大字奥田□□□番1 (田) □□□㎡、同じく大字奥田□□□番(畑) □□□㎡、合計面積□□□□㎡、譲受人、大字奥田、□□□□、譲渡人、京都府宇治市、□□□□相続人 □□□□、遺贈による所有権の移動で、申請理由は、新規就農のためでございます。

譲受人の耕作地面積は、2144㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第3番目、地番順に、きぼう号秋吉バス停より□に約□□□m、県営住宅奥田団地□□の□向かい、JA天満支店より□□に約□□□mのところでありす。

番号3番、申請地、大字秋吉□□□番 (田) □□□㎡、

同じく、大字秋吉□□□番1 (田) □□□㎡

同じく、大字秋吉□□□番1 (田) □□□□㎡、合計面積□□□□㎡

譲受人、大字秋吉、□□□□、譲渡人、葛城市、□□□、

売買による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。

譲受人の耕作地面積は、3556㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第2番目、県道大和高田御所線奥田交差点より□に約□□□mのところでありす。

番号4番、申請地、大字今里□□□番 (田) □□□□㎡、

大字神楽□□□番1 (田) □□□□㎡

大字奥田 □番1 (田) □□□□㎡、合計面積□□□□㎡

譲受人、大和郡山市、□□□□持分1/2、橿原市、□□□□持分1/2、譲渡人、橿原市、□□□□、

贈与による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。

譲受人の耕作地面積は、68857㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第8番目、地番順におおやまと環境整美事業組合より□に約□□□m、国道165号線池尻交差点より□に約□□□m、県道大和高田御所線秋吉交差点より□に約□□mのところでありす。

以上、議第1号につきましては、4件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備

致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、譲受人、又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事者の人数や日数から見て、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況、又は管理状況から、今回取得する農地も含めて今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。

次に、権利の取得後に耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件については、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からも、譲受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請者又は世帯員等の耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的利用には、いずれも従来のおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可用件のすべてを満たすものと判断致します。

ご審議よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、2番につきましては新規就農でありますので、先ほど農地部会で、営農計画について聞き取りして頂きましたので、農地部会長より説明をお願い致します

部会長

それでは農地部会での聞き取りの内容につきまして、報告いたします。

まず、□□□□さんへの聞き取り調査ですが、本人が所用でお越し頂くことができなく、同じ地元の□□□□□さんを代理人としてお越しいただき聞き取りいたしました。新規就農の動機としては、遺贈により農地を取得することとなったためということでした。

農機具につきましては、地元奥田の農家さんの協力のもとお借りする計画とのことでした。

また作物につきましては、自家用や近所の方にあげたりするとのことでした。

また地元との協議につきましては、大字奥田の支部に入り協力してやっていかれる予定であるとのことです。地元の農家支部とも協力して頂くようお願いいたしました。

以上、調査の内容を報告いたします。

議 長

ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長

質問がないようですので採決致します。

それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長

(全員挙手) ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書2ページです。議第2号、農地法第18条第6項について通知の件について

説明致します。

本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字奥田□□□番1（田）□□□㎡、

借受人、大字奥田、□□□□、貸出人、京都府宇治市、□□□□相続人□□□□、
解約理由は、遺贈するためでございます。

番号2番、申請地、大字奥田□□□番（畑）□□□㎡

借受人、大字奥田、□□□□、貸出人、京都府宇治市、□□□□相続人□□□□
解約理由は、遺贈するためでございます。

以上、議第2号につきましては、2件の通知でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声有り）

議長 他に質問がないようですので、議第2号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

それでは、続いて議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。

産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字大谷、□□□□、

利用権を設定する者、大字大谷、□□□□相続人代表□□□□□

利用権を設定する農地、大字大谷、□□□番（田）□□□㎡、

利用権の種類は、賃貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は、令和3年1月1日から令和8年12月31日までの6年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字野口、□□□□、

利用権を設定する者、大字岡崎、□□□□

利用権を設定する農地、大字市場、□□□番1（田）□□□㎡、

大字岡崎、□□番（田）□□□㎡

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は、令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間でございます。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□□□□□□□、

利用権を設定する者、桜井市、□□□□□、

利用権を設定する農地、大字吉井、□番1（田）□□□□㎡、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は市公告日翌日から令和5年11月30日までの約3年間でございます。

整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字田井、□□□□、

利用権を設定する者、大字田井、□□□□、

利用権を設定する農地、大字田井、□□□番1（田）□□□□㎡、

大字田井、□□□番2 (田) □□□㎡

大字田井、□□□番1 (田) □□□㎡

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は令和2年12月1日から令和5年11月30日までの3年間でございます。

整理番号5番、利用権の設定を受ける者、大東町、□□□□□、

利用権を設定する者、大和郡山市、□□□□、

利用権を設定する農地、大字松塚、□□番1 (田) □□□㎡、

大字松塚、□□番3 (田) □□□㎡、

大字松塚、□□番 (田) □□□□㎡、

大字松塚、□□番1 (田) □□□㎡

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は市公告日翌日から令和5年10月31日までの約3年間でございます。

整理番号6番、利用権の設定を受ける者、檀原市畝傍町、公益財団法人、担い手・農地サポートセンター、香芝市、□□□□

利用権を設定する者、香芝市、□□□□

利用権を設定する農地、大字大谷□□□番 (田) □□□□㎡、

利用権の設定により水稻を作付けしての利用で、利用期間は、市の公告日の翌日より、令和12年12月31日までの約10年間でございます。

整理番号7番、利用権の設定を受ける者、檀原市畝傍町、公益財団法人、担い手・農地サポートセンター、大字田井、□□□□

利用権を設定する者、大字出、□□□□

利用権を設定する農地、大字勝目□□番1 (畑) □□□㎡、

大字勝目□□番1 (畑) □□□㎡

利用権の設定により野菜を作付けしての利用で、利用期間は、市の公告日の翌日より、令和12年12月31日までの約10年間でございます。

整理番号8番、利用権の設定を受ける者、檀原市畝傍町、公益財団法人、担い手・農地サポートセンター、大字吉井、□□□□

利用権を設定する者、今里町、□□□□

利用権を設定する農地、今里川合方□□番1 (田) □□□□㎡、

今里川合方□□番1 (田) □□□□㎡

利用権の設定により水稻を作付けしての利用で、利用期間は、市の公告日の翌日より、令和7年12月31日までの約5年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。

前月に引き続き、□□□□□□□□□□さんは、利用権の設定を受ける者として農地所有適格法人の要件を満たしています。

この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

（なしの声有り）

議 長 　ご質問などがないようですので、採決致します。

それでは、議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　（全員賛成）ですので、議第3号につきましては、産業振興課に対し原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第4号を議題と致します。それでは事務局から説明願います。

事務局 　議第4号、その他の1番、農地法施行規則該当転用届について説明致します。

本件は、農地の転用の規則の例外として農地法施行規則第29条第1号に定められた転用届出でございます。転用の例外として、自ら耕作する他の農地の保全・利用増進の為に供する場合、又は2アール未満の農地を自らの耕作及び養畜のための農業用施設に供する場合は、許可不要ということになっております。本市では転用される際には、届出いただくこととしております。今回は農道として使用されるということでの案件となります。

番号1番、届出地、大字池田〇〇番6の一部（田）〇〇〇㎡の内、〇〇〇㎡

申請人、香芝市、〇〇〇〇持分1/2、〇〇〇〇〇持分1/2

届出による農地の利用状況は、農道としての利用でございます。場所は、調査順序表第6番目、大和大谷別院より〇に約〇〇〇mです。

番号2番、届出地、大字池田〇〇番1の一部（田）〇〇〇〇㎡の内、〇〇〇㎡

申請人、大字大谷、〇〇〇〇

届出による農地の利用状況は、農道としての利用でございます。場所は、調査順序表第7番目、大和大谷別院より〇に約〇〇〇mです。

以上、その他の1番、農地法施行規則該当転用届については、2件の届出で、書類等は具備致しております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　事務局より説明が終わりましたが、農地部会で現地調査を願っておりますので調査結果の説明を願います。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1、申請地は、大字池田〇〇番6の一部で、地目は（田）面積は〇〇〇㎡の内、〇〇〇㎡です。申請者は香芝市の〇〇〇〇外1名です。申請場所は、大和大谷別院より〇に約〇〇〇m、現況は田ですが、農道として使用するためです。

番号2、申請地は、大字池田〇〇番1の一部で、地目は（田）面積は〇〇〇〇㎡の内、〇〇〇㎡です。申請者は、大字大谷の〇〇〇〇さんです。申請場所は、大和大谷別院より〇に約〇〇〇m、現況は田ですが、農道として使用するためです。

どちらも施行規則第29条転用の届出をされたもので、周囲に被害はないものと思われれます。農地部会ではやむを得ないものと判断致しました。

ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ご意見ご質問ないようですので、採決致します。

それでは、議第4号、その他の1番、農地法施行規則該当転用届について、承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第4号、その他の1番につきましては、事務局処理に決定致します。次に議第4号、その他の2番を議題と致します。

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書5ページ、議第4号その他の2番畑作転換申請承認について説明致します。

番号1番、申請地、大字松塚□□□番の一部(田)□□□□㎡の内、□□□㎡

申請人、大字松塚、□□□□相続人 □□□□

場所は、現地調査順序表4番、中和幹線松塚交差点より□に約□□mのところであり
ます。

番号2番、申請地、大字池田□□番6(田)□□□㎡の内□□□㎡

申請人、香芝市、□□□□持分1/2、□□□□持分1/2

場所は、現地調査順序表5番大和大谷別院より□に約□□mのところであり
ます。

以上、畑作転換申請の承認につきましては、2件の申請で、書類等は具備されて
おります。ご審議よろしくお願い致します。

議 長

事務局より説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき、審議頂
いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

農地部会長

それでは報告させていただきます。

番号1 大字松塚 □□□□さんからの申請です。現況は、休耕されています。
申請地は、相続もされず古くから地上げされた状態でありましたが、申請人が事務局
に農地相談に来られ、是正するように説明し、申請となったようです。現状のまま整
地されます。作付け計画は、季節の野菜を栽培されるとのことです。周囲に影響はな
いものと思われま

す。
番号2 大字池田 □□□□さんからの申請です。現況は、稲刈り後の状態です。
先月3条申請にて取得し、一部農道にする計画で残りを畑にしたいとのこと
です。約70cm盛り土されます。作付け計画は、季節の野菜を栽培されるとのこと
です。周囲に影響はないものと思われま

す。
どちらも妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告させていただきます。

議 長

それでは、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件につ
いて何かご意見、ご質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議 長

ご意見ご質問ないようですので採決致します。

それでは、議第4号、その他の2番、畑作転換申請を承認することに賛成の方は
挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長

(全員賛成)ですので、議第4号その他の2番畑作転換申請については事務局処理
に決定致します。

次に議第4号その他の3番を議題と致します。事務局より説明願います。

- 事務局 議第4号、その他の3番、使用貸借契約の消滅について説明致します。
番号1番、解約する農地、大字吉井□番1(田)□□□□㎡、
借受人、大字根成柿、□□□□、貸出人、桜井市、□□□□□、借受人変更のため
でございます。
以上、利用権設定による使用貸借契約の消滅については、1件の通知でございます。
ご審議の程よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ござ
いませんか。異議ありませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご意見ご質問等ないようですので、異議がないものとして採決致します。
それでは、議第4号、その他の3番、使用貸借契約の消滅について承認することに
賛成の農業委員の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので議第4号、その他の3番は、事務局処理に決定致します。
次に入ります。議第4号、その他の4番を議題と致します。事務局から説明願いま
す。
- 事務局 議案書6ページ 議第4号その他の4番、専決処分報告について 報告第1号、
農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について、説明致します。
本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決
処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和2年1
0月27日から令和2年11月25日までの届出分でございます。
番号1 転用届出地、田井新□□□番1(畑)□□□㎡
譲受人、磯野南町、□□ □
譲渡人、和歌山県紀の川市、□□□□□
転用目的は、露天駐車場で売買による所有権移転でございます。令和2年10月3
0日に確認委員の前田委員に連絡致しました。
番号2 転用届出地、大字大中□□番4(田)□□㎡
譲受人、大字大中、□□□□
譲渡人、大字大中、□□□□□
転用目的は、露天駐車場で売買による所有権移転でございます。令和2年11月4
日に確認委員の小川委員に連絡致しました。
番号3 転用届出地、大字市場□□番1(田)□□□㎡
譲受人、香芝市、□□□□□□□□□□
譲渡人、大字市場、□□□□持分1/2、高槻市、□□□□持分1/2
転用目的は、一戸建専用住宅で売買による所有権移転でございます。令和2年11
月5日に確認委員の藤岡副会長に連絡致しました。
番号4 転用届出地、大字有井□□□番2の2(田)□□□□㎡
譲受人、奈良市、□□□□□□□□□□
譲渡人、大阪府三島郡島本町、□□□□
転用目的は、露天資材置場で売買による所有権移転でございます。令和2年11月
25日に確認委員の奥本委員に連絡致しました。
それぞれ事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を

得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第5条関係 4件の専決処分の後報告でございます。

議長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。
(なしの声あり)

議長 　ご意見ご質問ないようですので、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。確認委員の藤岡副会長、前田委員さん、小川委員さん、奥本委員さん、ご確認頂きましてありがとうございます。

議長 　次に、議第4号、その他の4番 報告第2号を議題と致します。
事務局から説明願います。

事務局 　報告第2号 農地法第3条第1項についての申請の公売分について説明させていただきます。11月案件で農地の公売に対する買受適格証明願いのご承認をいただきましたが、その落札者が所有権移転するための申請です。本件につきましては、先月ご承認いただいておりますので、専決処理を行ったものの事後報告でございます。

番号1番、申請地、大字松塚□□□番1 (田) □□□㎡、
大字松塚□□□番3 (田) □□□㎡ 合計面積□□□㎡

申請人、大字松塚、□□□□

公売による所有権の移動でございます。

譲受人の耕作地面積は、3216㎡と下限面積は満たしております。

番号2番、申請地、大字松塚□□□番 (田) □□□□㎡、

申請人、大字松塚、□□ □

公売による所有権の移動でございます。

譲受人の耕作地面積は、7179㎡と下限面積は満たしております。

以上、報告第2号につきましては、2件の専決処分の事後報告でございます。

議長 　ただ今、事務局より専決処分の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。
(なしの声あり)

議長 　ご意見ご質問ないようですので、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

次に議案第4号、その他の4番、報告第3号を議題と致します。

それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局 　報告第3号、公共転用の通知の件について説明致します。

農地法施行規則第53条第5号において、地方公共団体が当該市町村の区域内にある農地を、道路、河川、水路、その他施設等(施行規則25条第1号から第3号までにかかげる施設)の用に供するためのものは許可不要でございますが、農業委員会に通知としてお知らせ頂いているものでございます。

番号1番、転用届出地、

大字有井□□番2 (田) □. □□㎡、譲渡人、大字有井、□□□□□、

大字有井□□番3 (田) □. □□㎡、譲渡人、大字有井、□□□□□、

番号2番、転用届出地、

大字有井□□番3 (田) □. □□㎡、譲渡人、大字有井、□□□□□、

大字有井□□番4 (田) □. □□㎡、譲渡人、大字有井、□□□□□、

転用目的は、すべて公衆用道路に転用するためでございます。

以上、公共転用の通知につきましては2件の通知でございます。

議 長 報告第3号については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようですので、これで12月の定例委員会を終了いたします。

委員の皆様方、大変ご苦勞様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓場一郎

署名委員 奥本正嗣

署名委員 本郷保則